



Title	中国における農業税改革と郷鎮級政府財政：農業税廃止を中心に
Author(s)	吉岡, 孝昭
Citation	国際公共政策研究. 2010, 15(1), p. 71-87
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/10100
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

中国における農業税改革と郷鎮級政府財政*

—農業税廃止を中心に—

An Analysis of Agricultural Tax Reforms and Fiscal Deterioration in Chinese Rural Areas*

—Focusing on the Abolition of Agricultural Taxes—

吉岡孝昭**

Takaaki YOSHIOKA**

Abstract

In this paper, the author attempts to examine the outcomes of agricultural tax reforms in Chinese rural areas.

The Chinese government faces serious political and economic problems. Those problems have resulted from the fact that various kinds of differences (regional economic differences, the social security differences, etc.) have been widening in the country, despite the Chinese government's ideal of socialist equality held since the founding of the People's Republic of China.

One reform, the abolition of the agricultural tax in 2006, was introduced as a pressure-reducing device to prevent farmer-class disputes by reducing their tax burden.

However, although their burden was certainly reduced by the abolition, the reform meant, at the same time, the loss of a large revenue source for the township-level governments who were heavily dependent on the tax for implementation of their public policies.

The author has found out a contradiction, namely that agricultural tax abolition, an action expected to function as a pressure-reducing device for improving Chinese political stability, has resulted in an increase of farmers' burden and dissatisfaction by causing deterioration of the financial base of township-level governments who receive inadequate financial support from the upper-level governments.

キーワード：現代中国、農業税改革、郷鎮級政府、農民騒動、財政悪化

Keywords : Contemporary China, Agricultural Tax Reform, Township-Level Government, Farmer's Disturbance, Fiscal Deterioration

* 本稿作成にあたり、毛里和子教授、伊東孝之教授、唐克教授、片木淳教授（以上早稲田大学）、巖善平教授（桃山学院大学）、柳田辰雄教授（東京大学）から有益なご教示を受けたことを記して同教授に謝意を表したい。なお、含まれる誤謬の一切の責任が著者にあることはいうまでもない。また本稿の内容・意見は、筆者個人に属するものであり、所属組織の見解ではない。

** 世界平和研究所主任研究員、早稲田大学アジア研究機構客員研究員

1. はじめに

改革開放政策実施以降の中国は、社会主義の平等理念を掲げ続ける¹⁾一方で、現実には各種格差が拡大している。現在の中国はまさに所得、地域、教育、社会保障等の各種格差に満ち溢れている。これら格差問題の分析には、都市と農村の問題、特に農村問題を避けて通ることが出来ない。

また、農村部の地域間経済格差問題が、基層政府の財政収入格差を引き起こし、これが更なる地域間経済格差に繋がるという「負の連鎖」に陥るなど、このことから農村問題を抜きにしては、中国の問題は語れない。

これまで吉岡 (2008a, 2008b, 2009)²⁾で、中国政治は「圧力体系」³⁾にあり、地方に各種問題を抱えているにもかかわらず、中国政治には種々の安定化メカニズムが上手く機能しているため、国家を揺るがすような民衆暴発に至っていないことを指摘した。しかも、分税制導入以降、地方下級政府では、中央政府を初めとして、地方上級政府に財源を吸い上げられる一方で、逆に支出責任は押し付けられるなど、財政による圧力体系は更に強まっており、末端の基層政府にかかった各種圧力は上手く逃がすことが難しくなっていた。そこで、中央政府は、分税制の下で、県・郷鎮級政府に対し政治的安定化を図るための減圧装置が有効に機能しない部分もあるので、農業税廃止等の取組みで政権運営の安定化に向けて対応したことも指摘した。

こうした中で、中央政府が更なる減圧装置導入として推し進めた農業税廃止の影響については、中国の文献を中心にその実態が徐々に明らかになりつつあるものの、その先行研究をみる限り、行政関係者等を中心に農業政策の成功を総花的に論じるものが多く、基層政府や農民の実態については依然不透明感が払拭できず、その解明は未だ十分とは言い難い。

そこで本稿では、中国政治で減圧装置と期待された農業税廃止が本当に有効なのか、との論点に焦点を当てて考察を行う。特に、中央政府・地方上級政府は、政治的安定化のための減圧装置として農業税廃止等を位置付け、相応の成果を挙げたと考えているものの、農業税が主要財源であった肝心の郷鎮級政府の中には、中央政府・地方上級政府からの農業税廃止に伴う財政的補填が十分でない先も少なくなく、この場合には、農業税廃止が却って基層政府財政を悪化させ、その反動が、費用徴求等に名を変えた農民負担増や、基層政府財政の困窮化による公的サービスの低下など、新たな負担が農民に及ぶという矛盾が生じている、との問題意識を検証してみたい。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、2の「農業税等改革の現状と問題点」では、農業改革の概要と問題点の整理を行う。ここでは、中央政府は、農村税费改革等により農民の不満軽減に注力し、農業税廃止に至る経緯について、その政策的意図を含め整理する。3の「農業税廃止の基層

1) 中華人民共和国憲法第1条。

2) 吉岡孝昭 (2008a)「中国における財政制度と中央・地方関係に関する分析」『国際公共政策研究』第12巻第2号、111～125頁。吉岡孝昭 (2008b)「中国における社会保障制度と中央・地方関係に関する分析」『国際公共政策研究』第13巻第1号、291～306頁。吉岡孝昭 (2009)「中国政治の安定性と中央・地方関係—圧力体系と減圧装置を中心に—」『国際公共政策研究』第14巻第1号、109～126頁参照。

3) 栄敬本ほか (1998)『从压力型体制向民主合作体制的轉變——県郷兩級政治体制改革』中央編訳出版社参照。

府財政への影響」では、農業税廃止後、郷鎮級政府財政に起こった問題と、農業税廃止による郷鎮級政府財政の悪化を通じて、農民への行政サービスが低下した問題等について論じる。最後に「おわりに」では、本稿の一応の結論とともに、本稿の分析から導かれる含意について述べる。

2. 農業税等改革の現状と問題点

2.1：農村改革と農業の現状

中国ではGDPに占める第一次産業の割合は12%に満たないが、第一次産業に従事する農村人口は全体の60%以上を占めていることから明らかなように、一人当たりの農村住民所得は都市住民比低水準にある⁴⁾。

このため、中央政府は、農民の暴発等を恐れ、農村支援を拡充してきた⁵⁾。

すなわち、2003年までの補助金は、企業向け穀物買上げ⁶⁾等、間接給付が中心であったため、補助金受給企業は、補助金を受けているにも拘らず、しばしば買上げ価格をも低く据え置くことで、補助金を含む利益の多くを手に入れ、農家に恩恵が及ばない運用がなされることがあり、問題視されていた。

そこで、中央政府は、この問題を改善するため、2004年から農家に対する直接補助金給付を本格化させ、上記の弊害解消に努めた。

また、税制面では、2006年より農業税を廃止し、農村税费改革前の1999年に比べ、計算上では、423億元（1999年農業税額）の農民負担を軽減させた。

このように、中央政府は、農民への直接補助金給付と農業税廃止措置によって、農民の暴発を予防する一方で、農民の食糧（穀物、豆類、イモ類）生産意欲を増進させた結果、2008年の食糧生産高は5.2億トンと既往最高を記録⁷⁾するまでになった。

更に、政府による農村への公共サービスも、2002年以降改善に注力し始めた。この結果、ハードの面では、道路、上下水道、電力供給等の整備を進め、現在は8割強の農村にトラックが通行できる道路ができ、チベットを除けば殆どの農村に電気が通じるまでになった。またソフトの面でも、義務教育の普及、医療保険導入など、改革の成果も見られ始めている。

しかし、こうした成果列挙型の見解の一方で、農業を主産業とする地域や中西部の貧困地域では、農業税が財政収入の30%以上を占め、中には70～80%に達している地域もある⁸⁾など、農業税は、

4) 農村住民所得が低水準の理由の一つに規模の問題がある。現在、中国全体の農家は2.5億世帯あり、その耕地面積は1.2億haに過ぎず1世帯当り耕地面積は0.5ha程度と、日本よりも零細経営が中心である（因みに2007年の日本の農家1世帯当り経営耕地面積は1.8ha）。

5) 中国共産党内には、「領導小組」と称される「国家機関を導くため」の組織があり、重要政策決定に大きな影響を及ぼしている（但し、組織構成や機能等は殆ど非公開）。例えば、経済政策は、中央財經領導小組が、農村経済・農業政策は中央農村工作領導小組が、政策文書起草や関係部門調整等を行い、基本方針を策定している。中でも2004年以降の中央1号文件は、いずれも三農問題対策であるなど、中央政府にとって農業問題の重要性は、このことから明らかであろう。

6) 農家から高く穀物を買上げ、消費者に安く販売するための差額補填であった。

7) 耕地面積の拡大は容易ではないので、水利・灌漑等のインフラ整備や品種改良等によって生産量引上げに努めている。しかし、水資源不足は深刻であり、成果を挙げることは容易ではない。

8) 農業税は安徽省の県・郷財政で極めて重要な地位を占めている。2004年の安徽省人民代表大會常務委員會での省内50県のうち125郷鎮政府に対する財政調査では、大半の郷鎮政府で、農業税は地方財政収入の半分以上を占めていた。

郷鎮級政府の主要な自主財源であった。この結果、農業税廃止は、郷鎮級政府の財政収入を激減させたほか、上級政府等による農業税廃止に見合う財政的補填の多寡により、郷鎮級政府には、財政赤字拡大や上級政府の依存度増大等の問題をもたらすことになった。

2.2：農業税廃止の意図と現状

それでは、何故、中国政府は農業税を2006年に廃止したのであろうか。そもそも、中国では、2000年より農村税费改革を実施していた。しかし、同改革後の農業税は、必ずしも農民にとって理想的な税制度とはならなかったことに原因がある。そこで、中央政府は、農民の不满軽減等を企図し、2006年に農業税を全国的に廃止した。この主な理由は、経済格差を通じた、農村に燃える不満を可能な限り取り除き、政治的安定を狙ったことにある。

この農業税廃止を決断した事由についてやや詳しくみると以下のとおりである。

第一は、農民にとって過大となっていた農業税負担を解消することにより農民不満の減圧化を図ったことにある。すなわち、2000年より実施した農村税费改革では、農業税負担の軽減で十分な成果を挙げきれなかったことが、更なる対応（農業税廃止等）を促した面が強い。そもそも農村税费改革前の農業税率は、1958年に決定（全国農業税の名目税率：15.5%）されたものであり、1970～1980年代も一貫して維持される中で、その間の土地面積拡大と単位生産高の増加等を織り込まず1958年のまま据え置いてきたことから、実質税率は3%程度までに低下していたと言われている。しかも当時、農業税以外には、費用や特産税等の徴収はなかった。

それにもかかわらず、農村税费改革後、農業税の実質税率は、8.4%（農業付加税分を含む）にまで上昇し、更に特産税を徴収したので、実質的な負担率は、20年前より高くなったこと⁹⁾が、農民の不满を解消できない状態のままとしてしまった。

第二は、都市住民比、不公平感のある税制を改革することで農民不満を減圧化したことにある。すなわち、中国は、歴史・体制的理由により、都市と農村に対して異なる税財政制度を採用しているが、その制度設計上、都市住民比、農村負担は常に過大¹⁰⁾との思いが農民の根底にあった。このことが、農民を中心に根強い不公平感、不満として存在した。

具体的には、税負担面では、①都市住民にある個人所得税の免税額のような制度が、農民にはないことや、②農民から徴収する産業税（例：農業税、特産税）に該当する都市住民にとっての産業税（例：工業税、商業税）が、都市住民にないこと。また③税费改革後の農業税負担は、都市の商工業税収である流通税に比べ重いこと（税率：増値税<小規模納税者>4.6%、営業税<一般>3.5%、農業税率8.4%）が挙げられる。更に税金の使い道である財政支出面では、④80%以上の財政支出は総人口の40%を占めるに過ぎない都市に支出され、総人口60%以上を占める農村には、20%に満

9) 王徳高 (2007) 『取消農業税的原因探析』119免費論文網、<http://www.studa.net/shuishou/061008/10055041.htm>, p.1、2009年10月10日アクセス。

10) 王海濱 (2006) 『我国取消农业税的原因及相关政策措施』『财经科学』、2006年第05期、pp.80-85。

たない財政支出がなされているに過ぎないこと¹¹⁾なども農民の不満を高めていた。

第三は、人頭税的要素のある農業税の廃止を通じた農民不満の減圧化が挙げられる。すなわち、中国の農業税は耕地面積と穀物・植物の平年総生産量に対して課税される税金で、人頭税的な要素をもつ税であるとも言える。このため、農業税は、当該年の生産量には関係なく、また生産コストも控除されず、農産物価格の低下等によって赤字になった農家にも納税義務が生じる¹²⁾等の問題が生じていた。

第四は、中国の農産物は国際競争上劣位にあり、農業税廃止が形を代えた補助金¹³⁾としての役割を期待されたことが指摘¹⁴⁾される。すなわち、中国の穀物生産コストは国際価格に比べて割高であるほか、大豆や油料作物は国内の生産コストが国際価格を大幅に上回っているため、輸入圧力が非常に大きい。小麦やトウモロコシについても、輸送コストまで勘案すれば、国内産の方が多少安くなる程度と言われている。このように、中国の農業は、低い労働生産性に加え、少ない水源と土地資源等の制約を受けるため、農産物は元来から国際競争上劣位にある。農業税徴収継続のためには、①農産物価格を引上げ、農産物の国際市場での競争力を更に弱めるか、②農産物価格の据え置きや、引下げにより、農民所得の圧迫を通じて、農民の不満を蓄積するか、の2つの選択肢以外の対応として、農業税廃止を決断させた面も否定できない。

第五は、農業税徴収の非効率性から徴税コスト高となっていたので、農業税を廃止しても財政収支上の影響は軽微との現実的な判断が存在したとも言われている。すなわち、中国の農村は、徴税対象地域が広く、人口も多くかつ空間的に散らばっており、農民の納税意識も低いため、徴税額は多くないにも拘わらず、税務員自らが出向いて徴収せざるを得ない税種であるなど、徴税コスト高の問題が従来から横たわっていた。しかも農業税徴収時期は、手許資金の入る農産物の収穫期に集中するため、農業税徴税員は一時的に深刻な人手不足となるなど、徴税効率上多くの問題を抱えていた。例えば、安徽省は3万余りの行政村があるが、全ての村に1名の農業税徴税員を置くと仮定した場合、3万数名が必要になるという計算である。一方で安徽省全体の農業税は40億元弱であったので、徴税員一人当たり徴税額は平均十数万元に過ぎないほか、安徽省のある郷に至っては徴税員一人当たり平均、毎年2～3万元の農業税徴収しか出来ない地域もあり、これでは徴税員の給料、住居費、事務経費を除くと何も残らない¹⁵⁾ばかりか赤字になる危険性もあるなどの問題があった。このように多額のコストを掛けて徴収する割に、農業税徴税員1人当たりの徴税額が低過ぎるなど、農業税が費用対効果で徴税コストの高い税であったことが廃止を決断できた背景の一つであると言われている。

11) 王徳高 (2007)、前掲書、p.1。

12) 王海濱 (2006)、前掲書、pp.80-85。

13) WTOドーハ・ラウンドに対する中国政府の姿勢は、「先進国の農業補助金は削減されるべき」というものである。但し、中国は農産物の輸入大国でかつ、輸出大国でもあり、農家に対する補助金政策を始めたばかりである。一方で農業が農民の福祉や社会の安定に役立っているという考え方は、日本と良く似ている。

14) 王徳高 (2007)、前掲書、p.2。

15) 王徳高 (2007)、前掲書、p.1。

第六は、農村幹部と一般農民との緊張関係緩和・改善効果による農民不満の減圧化が期待されていた。例えば、これまで基層政府幹部の中には、種々の事情で農業税が支払えない農民に対し、農民と争ったうえで、豚、羊、食糧などを強制徴収し納税にかえていた先もあったと言われている。このため農業税を廃止すると、上記行為はなくなり、一般農民と農村幹部の関係は一定の改善をみると期待された¹⁶⁾。ただ、実際は、こうした期待は夢物語で、分税制と基層政府の自主財源の一つである農業税廃止により、基層政府財政が悪化し、財政状況改善のため、基層政府は、形を変えた費用徴収等を行って財源確保に動いていると言われている。また、地方政府の不動産開発等を通じたやや強引な財源確保の動き¹⁷⁾もある。こうしたことでは、関係改善効果を大きくは望めないばかりか、逆に別の名目による費用徴収、不動産開発の弊害等により、却って反発を大きくする可能性もあるという矛盾も抱えている。

いずれにしても、中国の農村改革によって解決出来ない多くの矛盾へ対応するため、農業税廃止により、数千年続いた「皇糧国税」の歴史を終わらせ、農民の暴発抑制を企図した中国税制史上画期的な措置¹⁸⁾をとったと解するのが妥当であろう。

ただ、上記以外にも農業税廃止の意義に、農業産業への成長戦略面を強調する論稿も少なくない。例えば、①農業収入に新しい成長の可能性を与える¹⁹⁾ことや、②農村労働力の就業構造改善への寄与のほか、③農民増加を通じた農業の積極化（農民の重負担と低い農業利益のため離農した「新しい知識、技術、大量資金を持った若い農民」が続々と帰農すること）²⁰⁾等を期待する論考もある。しかし、こうした中国の論考は飽くまで、期待の域を出ず、主要な事由と解するのには無理がある。こうした効果を期待するのであれば、農業税廃止ではなく、過去60年間に亘り農地の担保利用が認められていない中国では、農民は金融になかなかアクセス出来ないという問題の解決に向けた体制整備²¹⁾など、農村の就業構造を抜本的に改善すること等が必要であると思われる。

3. 農業税廃止の基層政府財政への影響

3.1：農業税廃止後の更に深刻化する郷鎮級政府財政

農民は、農業生産収入で生活を行い、この一部を納税することで農村の基層政府財政運営を支えてきた。

16) 東方伯 (2005)『論農業税取消的兩重性』人民网、<http://theory.people.com.cn/GB/40557/49139/49143/3802194.html>、p.1、2009年10月26日アクセス。

17) 1994年の分税制導入以降、地方政府、特に下級地方政府は財源不足に苦慮し、その重要な財源確保策の一つが、不動産開発収入となってきたことにある。具体的には、①地方政府が農民等の土地を従来のおおむね使用価値で収用したほか、②不動産デベロッパーや、地方政府自らが出資した投融资企業である「融資平台」に高値で譲渡する形をとり、地方政府が、上記企業の積極開発や、地方商業銀行による不動産融資活発化を促した。

18) 東方伯 (2005)、前掲書、p.1。

19) 農業税廃止により、1畝（1畝=667a。日本の畝の6.195に当たる）当たり平均70～100元収益（農業税とその付加税）増をもたらす。

20) 東方伯 (2005)、前掲書、p.1。

21) 中国農民が必要としている資金は小口であるので、マイクロ・クレジット等手法の工夫や、個々の農村の実情を的確に把握した資金需要の掘り起し、更に農村に密着したサービスの提案など、金融機関サイドの努力を促すことは重要である。

このため、農業税廃止後に農民負担は軽減されたが、逆に、農業税に依存した農村の基層政府は大きな財政的基盤を失い、財政面で中央政府等からそれに見合う十分な補償がない郷鎮級政府を中心に様々な問題が生じている。確かに中央政府は、農村の基層政府の財政不足分を補填するため、各省政府の状況を勘案の上、一定の割合で移転支出することを決定したが、実際問題は、移転支出の運用が必ずしも上手く機能せず基層政府の財力不足問題を解決出来ていない。

そこで、以下では、分税制導入による農村の基層政府の財政困難化に、一部地域で農業税廃止が拍車を掛けている実態²²⁾²³⁾について論じていきたい。

3.1.1: 大幅に低下する財政収入

農業税廃止により、基層政府財政の収入不足が更に拡大する問題が生じた。そもそも、農業税廃止までは、郷鎮級政府の財政収入は主として①農業関連税・同費用、②地方税収入（地方の営業税、都市維持建設税、企業所得税、個人所得税等）、③共有税の国税収入（増値税）の地方留保分、という大きく3つの部分から成り立っていた。

一方郷鎮級政府財政支出は、必要不可欠な基礎的案件が大宗を占め、圧縮が困難であるほか、郷鎮の道路建設や、五保戸²⁴⁾ 扶養、計画生育、民兵訓練支出等が、郷鎮級政府の財政支出へと下放されるケースもあるなど、財政支出は増加したのが実態である。

この結果、農業税廃止により減少した地方政府財政収入への中央財政からの補填は、沿海発展地域が原則自己負担とされる一方で、農業地区や中西部地域については、中央政府財政を通じた財政移転支出補助により補填することが、農業税条例廃止を採択した十届全国人大常委会第十九次会议で決定された。

とすれば、財政力の弱い農業地区や中西部地域は、主として農業税廃止等による地方財政不足分を中央政府等の移転支出により補填されるので、財政収入面への影響は大きくない筈であった。

しかし実際は、中央・地方上級政府の移転支出が十分でない先があり、主要な自主財源である農業税を失った郷鎮級財政で困窮を強める先が増加した。しかも農業税が廃止され、郷鎮の頼るべき上級政府である県級財政も同様に悪化し、郷鎮級政府への移転支出余力も大きく低下するに及んでは、郷鎮級政府の財政収支の矛盾は、次第に増加・固定化していった。

3.1.2: 更に増大する郷鎮級政府の債務負担

郷鎮級政府の債務問題は、現在の中国の農村が直面する最も厳しい問題の一つである。中国の国家統計局のサンプリング調査（2004年4月5日）²⁵⁾によると、2004年の全国の郷鎮級政府の負債総

22) 惠霞（2007）「農業税取消后郷鎮財政面臨的困難和解決对策」<http://www.chinaacc.com/2007-07-10>、2007年7月10日、p.1、2009年11月10日アクセス。

23) 劉迪（2005）「全面取消农业税对郷鎮財政的影响及对策」『中华会计网校』、<http://www.cnnsr.com.cn/itvm/swk/20050831/2005083116064611097.shtml/2005-08-03>、2005年8月31日、p.1、2009年11月10日アクセス。

24) 五保戸は、いわゆる生活保護世帯のことである。五保扶養制度は、「農村五保扶養作業条例」の規定により、農村において就労不能または困難で収入源のない者（身寄りのない高齢者、病弱者、孤児、身体障害者等）に対し、五保（食品、衣服、住宅、医療、葬儀）を補助する制度である。

25) 于小松・崔榮会（2004）「为債所困：地方政府遭遇債務难题」『财经界』、2004年第4期、http://www.usc.cuhk.edu.hk/wk_wzdetails.asp?id=3416、p.1、2009年10月10日アクセス。

額は、2,000～2,200億元で、郷鎮政府平均では約400万元となっている。特に、2004年の河南省南召県の16の郷鎮政府の負債総額は2.94億元にまで達しており、1郷鎮政府当たり1,838万元（最高の郷鎮政府は2,841万元）となっているほか、同県の337の行政村の負債総額は1.01億元で、1村当たり約300万元となっている。この間、2004年の河南省南召県全体の財政収入は4,798万元²⁶⁾に過ぎないことから判断すると、負債の規模が如何に大きいかが分かる。

とすれば、農業税廃止後には郷鎮級政府の財政力が更に低下しているため、債務返済能力は更に弱まり、上級政府の移転支出等がなければ、債務解消は困難な状況にあると言えよう。

3.1.3: 維持困難な農村社会の公共サービス事業

農業税廃止前には、農村の公益事業費の多くは農業税で賄われていた。このため、農業税廃止は、郷鎮級政府の財政収入不足から、公共サービス資金不足を招き、「和諧社会」実現に向けた、農村教育の充実や、医療、社会保障事業等の実施も一層困難にした。

例えば、教育の問題についてみると、農業税廃止は、上級政府からの移転支出が不足する中で、農村の義務教育経費不足が縮小せず、郷鎮級政府財政の困難を激化させ、郷政府の行政サービスにまで影響を及ぼしたほか、教師の将来の給料標準引き上げ負担が、郷鎮級政府財政に更なる負担を強いる構造となっている。

特に、教育関係費用負担についてみると、国家の統一規定の固定給、職務給、教育経験年数手当とその他の手当からなっている教師の給料は、多くの地方で県級財政が支払う扱いとなっているが、その他の各種関連費用や補助金（女性教師の食費、交通費、クラス主任補助等）は、農業税廃止前から郷鎮級政府が負担している。このほか、危険な小・中学校建築物改造資金は原則的には県級財政からの直接負担となっているが、実際には多くの地域で県と郷鎮級政府が、ある地域では村との共同負債になっているなど、郷鎮級政府財政の負担は小さくない。

このように、農業税廃止は、農業税を主要な財政収入源とする郷鎮級政府財政を更に悪化させ、教育関係費用等の一部も負担を下級地方政府に下放されている中であっては、郷村小学校の設備建設や維持管理を有効に実施することが出来ず、義務教育の質量の確保のほか、普及にも大きく影響している。

3.2 : 農業税廃止が及ぼす基層政府財政の事例研究

3.2.1 : 安徽省（農村税费改革試験省）の事例

安徽省は、2005年における第一次産業の比重が17.85%で、同時期の全国平均水準より約5%ポイントも高いほか、総人口に占める農村人口比率も81%と、全国平均水準より高く、中国の中でも大きな農業「省」の一つと言える。この結果、安徽省が、中国で一番早く農村税费改革を行う試験省になったのである。

そこで、2000年以降の農村税费改革から、2005年の農業税廃止（試験省として先行実施）に至る

26) 劉迪 (2005)、前掲書、p.1。

までの期間の、安徽省各級地方財政の状況を見ると以下のとおりである²⁷⁾。

第一は、農業税廃止とセットで、中央政府による移転収入が増加したため、省政府財政総収入（地方財政収入＋移転性収入）への影響は軽微に止まった。特に安徽省では、試験省として他省に先行する形で2005年から農業税を廃止したが、表1にみられるように、2005年の安徽省の財政総収入は26%以上の増加率を維持し、財政総収入ベースでみる限り、2000年以降の農村税费改革との比較でも、安徽省の農業税廃止の財政上の影響は大きくなかった。

(表1) 農村税费改革以降の安徽省財政収支増加率推移 単位：%、%ポイント

年度	財政総収入増加率 (A)	財政支出増加率 (B)	増加率差 (A - B)
1999	7.2	19.2	▲ 12.0
2000	8.0	11.7	▲ 3.7
2001	6.6	25.2	▲ 18.6
2002	12.0	13.1	▲ 1.1
2003	18.9	11.1	7.8
2004	26.3	18.5	7.8
2005	26.1	18.5	7.6

(注) 地方財政総収入 = 地方財政収入 + 移転性収入

(資料) 安徽省統計年鑑2006等により作成

しかし、省政府の「財政総収入に占める一般財政収入比率」(表2)は、2003年の53.54%から2005年には50.87%に減少したことにみられるように、安徽省の財政総収入の確保は、専ら中央政府の財政移転支出による補填によるものであり、当初からの想定とは言え、中央政府からの補助により農業税廃止を乗り切ったとも言えよう。

この間、省政府の「一般財政収入に占める税収比率」(表2)も毎年低下(2003年80%→2005年73%)するなど、財政上の自主権低下も見て取れよう。安徽省の成功は中央政府補助による成功なのである。

(表2) 安徽省の財政収入状況 単位：万元、%

年度	財政総収入 (A)	一般財政収入 (B)	財政総収入に占める一般 財政収入比率 (B/A)	税収収入 (D)	一般財政収入に占める 税収比率 (D/B)
2003	4,122,917	2,207,487	53.54	1,767,740	80.08
2004	5,207,114	2,746,284	52.74	2,048,296	74.58
2005	6,565,525	3,340,170	50.87	2,445,450	73.21

(注) 地方財政総収入 = 地方一般財政収入 + 移転性収入、地方一般財政収入 = 地方一般予算収入 + 基金預金収入、地方一般予算収入 = 地方税収収入 + 非税収入のことである。

(資料) 安徽省財政年鑑2006等により作成

27) 管治華・李光龍(2008)「農業税取消后安徽省県郷財政解圧之思考」『農業地方財政研究』第5期、pp.50-53参照。

第二は、農業税廃止に伴って、上級政府は移転支出を増加させ、不足する県・郷級政府財政収入を補った結果、県・郷級財政は上級政府依存度が増大し、それとともに郷鎮級政府を中心に財政の自主権は次第に低下した²⁸⁾。

すなわち、2004年に安徽省は農業付加税を廃止するとともに農業税率を2.2%ポイント低下させたにもかかわらず、安徽省の県・郷級の財政総収入は、2003年の153億元（地方一般予算収入：約86億元、2税返還収入：約7億元、上級財政補助：47億元を含む）から、2004年には約324億元（地方一般予算収入：約113億元、2税返還収入：約15億元、上級財政補助：157億元を含む）と、2003年比2.1倍増加した。これは、政策調整として上級政府から県・郷級政府への補助増加（+110億元、前年比増加寄与度61%）が主因である。

農業税を廃止した2005年の安徽省の農業支出は約5億元（2004年比15.2%増）であったため、省政府財政は7億元の支出を増加させ、農業税廃止²⁹⁾による県・郷級財政不足分を全面的に補填した。

この結果、2005年に農業税を廃止した安徽省各市・県・区の地方財政収入をみると、県級（61県）政府のうち、地方財政収入が前年を下回った県は24県に上ったが、上級政府の財政補填のおかげで、財政総収入まで前年を下回った県は12県に止まった。

(表3) 安徽省市・県級政府予算推移 単位：億元、%

	2003		2004		2005	
		前年比		前年比		前年比
省内各市・県の総計	376.24	24.20	471.64	25.36	587.24	24.51
市級の総計	267.76	29.37	341.24	27.44	443.93	30.09
県級の総計	108.48	13.04	130.4	20.21	143.31	9.90

(資料) 安徽省財政年鑑2006等により作成

第三は、県級政府の財政収入の伸び率は緩やかに低下した。すなわち、表3にみられるように、安徽省の県級地方予算増加率は、農業税廃止前の2004年の20.2%から、2005年の農業税廃止後には9.9%まで急落した。これは農業税廃止が県・郷級財政収入に大きな影響を与えたことを表している。

この間、表4にみられるように、食糧等の重要産地で、農業人口・経済比率が大きい安徽省宿州市での農業税廃止の影響は極めて大きく、ここでは、2005年財政総収入でも前年を大きく下回った。

第四は、郷鎮級政府は財政悪化の影響を受け、郷鎮級政府債務は急速に増大した。

28) 2004年における安徽省には61の県があり、その上級財政依存度は58.3%に達している。そのうち60%以上は33の県があって、最高は81%に上っている。50%以下は9つの県だけであった。

29) 2002年における安徽省の県級政府一般予算収入は95.97億元で、農業税収入のウェイトは30.2%であった。

(表4) 農業税廃止後の安徽省皖北宿州市各県の財政総収入状況 単位：百万元、%

	市県名	2005年財政総収入	増加率
宿州市	砀山県	86	▲11.0
	蕭県	140	▲26.1
	灵璧県	93	▲26.4
	泗県	79	▲26.8

(資料) 安徽省財政年鑑2006等により作成

3.2.2 : 他省事例

沿海経済発展地域にある浙江省の郷鎮級政府では、上級政府に上納しない予算外予算（土地利用収入等）を中心に自己財源を確保し、農業税廃止を乗り切った。

また沿海経済発展地域にある海南省海口市の郷鎮級政府も、2002年から農村税费改革を実施し、農村税费の新体制を構築した。そこでは、農村税费管理・徴収・分配関係を見直し、2003年7月には、屠殺税、農業特産税、農業税徴収を廃止した。この結果、農民負担を毎年2,500万元以上軽減したほか、改革後も、その補填として、削減分を上回る5,885万元を、市級財政から農村税费改革移転支出資金として受領した³⁰⁾。

このように、沿海経済発展地域の中には、良好なパフォーマンスを享受する郷鎮級政府もある。しかし、以下のように、農業税廃止で郷鎮級政府財政が悪化する事例も見られる。

例えば、沿海経済発達地域の山東省煙台市の郷鎮級政府では、分税制導入後、中央政府への上納が急増し財政力はやや低下したものの、その不足分を非税収入等で補い、依然として財政的にゆとりがある。とはいえ、農業税は煙台市管下の郷鎮級政府財政の主要財源であったので、農業税廃止後、郷鎮級政府は、その主要な税源基盤の一つを失い、財政収入上、大打撃を受けた。具体的には、同市が管轄する郷鎮級政府の財政収入規模は半減し、農業を主体とする管下郷鎮級政府の中には、税収の殆どを失い財政的に枯渇した³¹⁾先があると言われている。

また同じ沿海経済発達地域の福建省永定県の郷鎮級政府では、農業税廃止が負債問題を更に深刻化させている。これは、沿海経済発達地域といえども、主要税源の不足から、財政収入が脆弱化する先は少なくなく、県内の農業を主産業とする郷鎮級政府全てで債務を抱え³²⁾、問題が大きくなったと言われている。

一方、中西部未発達地域は、沿海経済発達地域比、財政収支不足問題は更に大きいようである。

例えば、中西部にあるが、直轄市の重慶市万州区の郷鎮級政府は、2002年から農村税费改革を実行し、2005年に農業税廃止を行った結果、農民は負担が軽減される一方で、郷鎮級政府の財政困窮

30) 海口市 (2008) 『海口市財政“十一五”发展规划』、<http://www.hainan.gov.cn/2008-10-23>、2008年10月23日、2009年11月10日アクセス。

31) 尹慧敏 (2004) 『山東省財政分配結構研究』 経済科学出版社、pp.257-258。

32) 張勝藍 (2008) 『取消农业税后的乡镇债务问题思考—以福建省永定县为例』 『闽西职业技术学院学报』 第10卷第5期、pp.6-10。

化問題が生じた。特に万州区の中部に位置する農業生産を主とする典型的な李河鎮についてみると、農村税費改革前の2001年の財政収入(412.9万元)の内訳は、各税収は45%(185.8万元)、予算外収入(農業税付加費・教育付加費)は18%(76.1万元)、準備資金収入と留保収入は37%(151.0万元)であった。同税費改革後の2002年、財政収入は256.5万元と前年比37.9%減少する中で、予算外収入は8%(20.6万元)に急減した。更に農業税を廃止した2005年には、財政収入(350万元)は、主として商工業各税から成り、農業税のほか、農業税付加費、教育付加費等の予算外収入が皆無となった。このように農村税費改革は、財政収入を減少させ、郷鎮級政府財政収入構造を大きく変化させた。更に農業税廃止は、郷鎮級政府収入の懐を一段と縮小させた³³⁾。

また中西部未発展地域の中にある典型的な農業を主産業に持つ地級市である四川省邛崃市の郷鎮政府は、農業税廃止後、合計で財政収入3,300万元(農業税:2,000多万元、農業特産税:800万元、屠殺税:500万元)が税収減となった。中央、省、市政府からの移転支出を加えても、邛崃市の郷鎮政府の財政収支不足は1,000万元以上になっている³⁴⁾など、ここでも財政困難化している事例がみられる。

更に中西部未発展地域の湖北省孝感市が管轄する県級市である安陸市の郷鎮級政府では、2005年の財政状況は、郷鎮級政府企業が衰退する中で、農業税廃止により更に税収が大きく伸び悩み、財政悪化が拡大している³⁵⁾。特に、財政力不足から、湖北省孝感市政府と管下郷鎮級政府の2005年末の債務は、地方一般予算収入の10倍の規模に上るなど、もともと財政困難化が厳しい中で、農業税廃止が追い打ちをかけた形になった。

最後に中西部未発展地域の江西省X郷政府について、農業税廃止前の2001年と農業税廃止時の2006年の財政収支を比較しながら、財政の実情をみると以下のとおりとなっている³⁶⁾。

第一は、財政赤字は一層拡大した。すなわち、2001年は、財政収入148万元(うち農業5税:40万元)、財政支出196万元と、財政赤字は50万元であったが、その後2006年には、財政収入164万元(うち農業5税:0元)、財政支出237万元と、財政赤字は73万元へと増加した(2001年比:財政収入+16万元、+11%、財政支出+39万元、+20%)。この結果、財政収入は、財政支出の伸びを下回り、財政赤字は一層拡大した。

第二は、郷政府の財政能力が弱体化した。すなわち、2001年にX郷の財政は資金が不足していたが、郷政府は農民から費用を徴収する権利を持つため、この権利を行使し、財政収支の均衡を図ってきた。しかし、2006年の農業税廃止後、郷政府が農民から徴収する各種費用の道を断ち切られたので、郷政府財政は更に苦しい立場に置かれていった。

以上みてきたように、農業税廃止の影響は、地域によって、その影響が区々であるのが良く分かる。

33) 冉丛波(2007)「减免農業税对郷鎮財政收入的影响分析—以重慶市万州区为例」『消費導刊』第7期、p.79。

34) 郑继良(2007)「農村税費改革后的新聞題及其解决对策—四川省邛崃市的实证研究」『農村經濟』第9期、p.9。

35) 湖北省县乡财政体制调研课题组(2007)「湖北省安陆市县乡财政体制调研报告」『经济研究参考』第39期、p.21。

36) 劉玉凤・王成九(2008)「取消農業税后郷鎮财政自生能力分析—以江西省X乡为例」『江西教育学院学报(社会科学)』第29卷第4期、pp.16-17,53。

しかも、移転支出額が不安定な中では、移転支出の依存度が高いことによる問題は根強く、移転支出が手厚い時期は問題ないとしても、一旦その額を引き下げられれば、自主財源を殆ど持たない基層政府財政は、即時、「困窮」と言う道を歩む不安定さを内包しているのである。

逆にいえば、このように中央政府が、基層政府に対し、中央・地方上級政府への財政的依存を通じた統治構造を構築し、巧妙に政策運営していることが見て取れよう。

3.3：農業税廃止による地方政府の商業資本を活用した土地対応

2008年10月の中国共産党第17期中央委員会第3回全体会議（17期3中全会）では、2020年までの今後12年間の任務として、①農村経済制度の一層の健全化や、②近代農業建設の推進を通じた農業総合生産力の向上、③農村の公共サービスの充実等が強調された。

そもそも、中国の土地は、憲法で、都市の土地は国家が所有し、農村の土地は集団が所有すると定めている³⁷⁾。

こうした中で、中華人民共和国農村土地承包法（農村土地請負法）³⁸⁾では、請負経営権の第三者への移譲（流転）が認められている。その方法は、転包³⁹⁾、リース⁴⁰⁾、交換、譲渡などがある⁴¹⁾。転包とリースの相手は原請負者と同じ村の者でなくてもよいが、交換と譲渡は同じ村の者同士でなければならない。土地を所有している集団（村）を変えることが出来ないことが背景にある。

中国は、現在の土地制度の基本を変更する意思はないが、請負経営権の移譲を抑止する意思もないというスタンスである。重要なのは、①農民に請負経営権の移譲を強制してはいけないこと⁴²⁾と、②農地を農業用途以外で利用すべきでないこと、の2点である。その意味で、「農地請負経営者」として、「企業」の参入を認めるか否かについては、今後の動向に注目が集まっている。

この背景には、中国の中央政府の農業部が、基本的に反対しているためと言われている。農業部の見解は、大企業が農地経営に参入すると、最終的にはその土地が農業以外の用途に転用されるリスクを懸念しての判断である。これは、2008年9月のリーマン・ショックを契機とする世界同時不況の金融経済危機局面において、失業して農村に帰郷した農民工で、土地を失っていた農民は全体

37) 中華人民共和国憲法第10条。

38) 2002年8月29日に第九届全国人民代表大会常務委員会第29次會議で採択、2003年3月1日施行。農村土地請負法は、請負農家の権利を強化し、土地請負経営権の物権化を進めるため、土地請負経営権の移転に関する規定を充実させ、権利関係の明確化を図ることが、その立法趣旨である。土地請負経営権の移転は、農村労働力の多くが他産業に転出した都市近郊地域では不可避のものであり、適正規模経営の実現にも必要と考えられている。しかし、現実には土地請負関係の変更の強要等が横行する弊害から、土地請負経営権の移転の規範化が必要であるとされる。このため、土地請負経営権の移転に関する規定の充実が、農村土地請負法の大きな特徴の一つとなった経緯がある。

39) 権利と義務を第三者に請負わせる方法のこと。

40) 権利と義務は原請負者が負い続ける方法のこと。

41) 中華人民共和国農村土地承包法第32・37条。同法で規定されている土地請負経営権の移転方式は、転貸、リース〔租賃〕、交換、譲渡またはその他の方式がある（同法第32・37条）。その他の方式には、代耕（請負耕作）、土地出資〔入股〕等がある。

42) 中国の土地問題をめぐる事件については、①村幹部が自らの利益のために勝手に他人に請け負わせた事件や、②基層政府幹部が農民に土地の転貸を強制した事件等がある。大島一二（2008）「三農問題 権利と補償」関志雄・朱建榮・日本経済研究センター・清華大学国情研究センター編『中国の経済大論争』勁草書房、第9章、223～224頁。

の2%に過ぎなかったこと（国家統計局調）を重要視している。つまり、請負経営権の移譲は親戚や友人間で行われることが多く、「仕事がなく帰郷した際には、土地を返還して貰う」ことを約束しているケースが一般的で、そこは中国特有の「人間関係」によって、ことを荒立てずに問題を解決していることが多かったことが指摘されている。今回の金融経済危機による数千万人の農民工の帰郷に当たり、暴動へと向かわなかった背景には、農地が残っていたことを指摘する向きも多い。もし帰郷しても土地がなければ、社会は極めて不安定な状況に陥った可能性を否定出来ない。

まさに、契約相手が企業の場合は、上記のような対応が円滑に進んだか否かについては、想像に難くない。このことから、企業が請負経営制度に参入する場合でも、参入企業にこうした幅広い社会的責任を如何に遵守させるかという点が、大きな論点となろう。

一方で、地方政府は、財源確保等の観点から、企業参入を認めたい意向が強い。2001年の中央18号文件⁴³⁾には、商業資本が長期に亘って農地請負経営権をリース利用することを「奨励しない」との文言があった。そこで、「上に政策あれば下に対策あり」とする地方政府の一部は、これを逆手にとって、この表現が「禁止」と明言していないとして、「例外的な」商業資本参入を広く認めていたと言われている。

ここ数年、こうした動きが増加したのは、農業税の廃止によって主要な税源を失った地方政府の税収増加対策であると指摘する者もいる。

しかし、これは中央政府から地方政府への移転支出不足に起因している問題であり、農地政策で地方財政の穴を埋めるという発想では、政治的安定という点で先行き大きな禍根を残すことになりかねないことは注意すべきであろう。

4. おわりに

以上を取り纏め、本稿で明らかとなった論点について以下論じていく。

分税制導入後、県・郷鎮級政府には、分税制による財政圧力が強くかかり、減圧装置が有効に機能しないため、中央政府は、農業税廃止等を行い政治的安定化に注力してきた。

そこでは、中国は、改革開放政策により、国民各々が所得水準を引き上げているものの、一人当りの農村住民所得は依然として低水準に止まっている現実が、都市と農村の経済格差となり、この格差に端を発した農村の暴発等を恐れ、中央政府は、農村税费改革等、農村支援を拡充してきた実情をみてきた。

その後、中国の農民たちを税金から解放する農業税廃止までもを行い、政権運営に取り組んだ事由は、農民にとって、①過大となっていた農業税負担軽減や、②都市住民比、不公平感のある税制の改革、③人頭税的要素のある農業税の廃止。さらに、④農産物への補助金的役割が期待されたことに加え、⑤政策遂行に当たり、農業税徴収コスト高を勘案し、農業税を廃止しても財政収支上の

43) 中央18号文件は、農家請負土地使用権の流転工作を良好に実施することに関する中国共産党中央の通知のことである。

影響は軽微との現実的な判断が存在していたこと等を明らかにした。

しかし、農業税廃止により、表面上、確かに農民負担は軽減されたが、農業税に依存した農村の基層政府は大きな財政的基盤を失い、上級政府等からの移転支出等農業税廃止に見合う十分な補償がない場合には、行政サービス実施に支障が生じるなど、様々な問題を引き起こした。このように分税制導入による農村の基層政府の財政困難化に、農業税廃止が拍車を掛けている先があるほか、基層政府でも、中央・上級政府への依存が高まる中、基層政府が自主財源を獲得するため、農民からの費用徴求や、地方政府の不動産開発インセンティブ等、様々な動きを示すなど、依然中国の多くの課題が内包されている。

中国の正確な負債額は、おそらく中国上層部の一部を除いて誰もわからない（もしかすると誰もわからない可能性もある）が、多くの郷鎮級政府が負債を抱え、深刻なことは間違いないと考えてよからう。

ただ、本稿でもみたように郷鎮級政府の中でも財政的ダメージ度合いは、一様ではなく⁴⁴⁾、例えば、豊かな郷鎮級政府である浙江省では、上級政府に上納しない予算外予算（土地利用収入等）を中心に自己財源は確保されている一方で、貧しい郷鎮級政府では、財源不足に悩むか、上級政府への依存を増大させていた。また、沿海経済発達地域は、総じて中西部未発達地域より財政悪化度は軽微であるが、沿海経済発達地域といえども、基層政府では財政悪化が進む事例があった点は留意すべきである。これは、郷鎮級政府の財政状態が、財政構造、財政移転支出の受領規模、自己収入源の多寡に大きく依存していることが背景にあるためである。

いずれにしても、中国政治は分税制導入後、地方、特に基層部分に各種問題を抱えているにもかかわらず、暴発しないよう、中央政府は、農業税廃止など肌理細かな対応を図り、安定化に向けた減圧化メカニズム等の構築を図っているほか、意図すると意図せざるとにかかわらず、このように中央政府が、基層政府に対し、中央・地方上級政府への財政的依存を通じた統治構造を構築し、巧妙に政策運営していることが見て取れよう。

今後は、変容のスピードが速く、その範囲が広大で、かつ依然として不透明な中国の基層政府財政の実態解明に向けて、時空間的要因を一層織り込んだ更なる研究に取り組んでいきたい。

参考文献

(日本文献)

関志雄・朱建栄・日本経済研究センター・清華大学国情研究センター編（2008）『中国の経済大論争』勁草書房。

毛里和子編（1990）『現代中国論①毛沢東時代の中国』日本国際問題研究所。

44) Jean C. Oi and Zhao Shukai (2007), "Fiscal Crisis in China's Townships", in Elizabeth J. Perry and Merle Goldman eds. *Grassroots Political Reform in Contemporary China*, Harvard University Press Cambridge, Massachusetts London, England, p.80.

- 毛里和子 (1998) 『周縁からの中国——民族問題と国家』 東京大学出版会。
- 毛里和子編 (1999) 『中国の中央・地方関係』 日本国際問題研究所 (調書)、3月。
- 毛里和子編 (2000) 『現代中国の構造変動 1 大国中国への視座』 東京大学出版会。
- 毛里和子 (2004) 『新版現代中国政治』 名古屋大学出版会。
- 吉岡孝昭 (2008a) 「中国における財政制度と中央・地方関係に関する分析」 『国際公共政策研究』 第12巻第2号、111～125頁。
- 吉岡孝昭 (2008b) 「中国における社会保障制度と中央・地方関係に関する分析」 『国際公共政策研究』 第13巻第1号、291～306頁。
- 吉岡孝昭 (2009) 「中国政治の安定性と中央・地方関係—圧力体系と減圧装置を中心に—」 『国際公共政策研究』 第14巻第1号、109～126頁。

(中文文献)

- 東方伯 (2005) 『論農業税取消的兩重性』 人民网、<http://theory.people.com.cn/GB/40557/49139/49143/3802194.html>、p.1、2009年10月26日アクセス。
- 管治華・李光龍 (2008) 「農業税取消后安徽省県郷財政解圧之思考」 『農業地方財政研究』 第5期、pp.50-53。
- 海口市 (2008) 『海口市財政“十一五”發展规划』、<http://www.hainan.gov.cn.2008-10-23>、2008年10月23日、2009年11月10日アクセス。
- 湖北省县郷財政体制調研課題組 (2007) 「湖北省安陸市县郷財政体制調研報告」 『經濟研究參考』 第39期、p.21。
- 惠震 (2007) 「農業税取消后郷鎮財政面臨的困難和解決对策」 <http://www.chinaacc.com/2007-07-10>、2007年7月10日、p.1、2009年11月10日アクセス。
- 劉玉凤・王成九 (2008) 「取消農業税 after 郷鎮財政自生能力分析——以江西省X郷为例」 『江西教育學院學報 (社會科學)』 第29卷第4期、pp.16-17.53。
- 劉迪 (2005) 「全面取消農業税对郷鎮財政的影响及对策」 『中華會計网校』、<http://www.cnnsr.com.cn/jtym/swk/20050831/2005083116064611097.shtml/2005-08-03>、2005年8月31日、p.1、2009年11月10日アクセス。
- 冉丛波 (2007) 「減免農業税对郷鎮財政收入的影响分析——以重慶市万州区为例」 『消費導刊』 第7期、p.79。
- 榮敬本ほか (1998) 『从压力型体制向民主合作体制的轉變——県郷兩級政治体制改革』 中央編訳出版社。
- 王海濱 (2006) 「我国取消農業税的原因及相關政策措措施」 『財經科學』、2006年第05期、pp.80-85。
- 王德高 (2007) 『取消農業税的原因探析』 119免費論文网、<http://www.studa.net/shuishou/061008/10055041.htm>、p.1、2009年10月10日アクセス。
- 許崇德主編 (2006) 『中国憲法 (第三版)』 中国人民大学出版。
- 尹慧敏 (2004) 『山東省財政分配結構研究』 經濟科學出版社。
- 于小松・崔榮会 (2004) 「为債所困：地方政府遭遇債務难题」 『財經界』、2004年第4期、http://www.usc.cuhk.edu.hk/wk_wzdetails.asp?id=3416、p.1、2009年10月10日アクセス。
- 張勝藍 (2008) 「取消农业税后的郷鎮債務問題思考——以福建省永定县为例」 『閩西職業技術學院學報』 第10巻第5期、pp.6-10。
- 郑继良 (2007) 「農村稅費改革后的新問題及其解決对策——四川省邛崃市的實証研究」 『農村經濟』 第9期、p.9。
- (欧米文献)
- Oi, Jean C. and Shukai, Zhao (2007), "Fiscal Crisis in China's Townships", in Elizabeth J. Perry and Merle Goldman (eds.), *Grassroots Political Reform in Contemporary China*, Harvard University Press Cam-

bridge, Massachusetts London, England, pp.75-96.

新聞等：人民日報、新民晩報、日本經濟新聞、読売新聞。

統計等：安徽省財政年鑑2006、中国統計摘要、中国統計年鑑、中国民族統計年鑑2005年、国民經濟・社会發展統計公報等。